ホ　当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあっては、会社法第九百三十三条第一項（外国会社の登記）の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条（外国法人の登記の事務をつかさどる登記所）の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項

(1)　［略］

(2)　当該法人等の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）(1)の者を除く。）の氏名又は名称

［へ～ヌ　略］

［三～五　略］

4　［略］

（消滅株式会社の公告事項）

第百一条の二の三　法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　公告対象会社（吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

(1)　［略］

(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

［八～へ　略］

（純資産の額）

第百一条の二の六　法第百六十五条の十一第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該吸収合併の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって吸収合併存続株式会社の純資産額とする方法とする。

［一～五　略］

六　株式引受権の帳簿価額

七・八　［略］

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第百一条の二の九　法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

ホ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　当該法人等の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）(1)に掲げる者を除く。）の氏名又は名称

［へ～ヌ　同上］

［三～五　同上］

4　［同上］

（消滅株式会社の公告事項）

第百一条の二の三　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［八～へ　同上］

（純資産の額）

第百一条の二の六　法第百六十五条の十一第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該吸収合併の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって吸収合併存続株式会社の純資産額とする方法とする。

［一～五　同上］

［号を加える。］

六・七　［同上］

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第百一条の二の九　［同上］

［一～五　同上］